

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則 第39号 (総務部総務課) 1

規 則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十九号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「愛知県部局設置条例(平成十一年愛知県条例第四十八号)」を「愛知県局設置条例(平成三十一年愛知県条例第七号)」に改め、「部及び」を削る。

第三条の二及び第四条を次のように改める。

(政策企画局に属する課)

第三条の二 政策企画局に次の課を置く。

- 秘書課
- 広報広聴課
- 政策調整課
- 企画課
- 地方創生課
- 国際課

ジブリパーク推進課

2 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 政策企画局全般に関連する政策の調整並びに政策企画局全般に関連する事項の企画調整及び調査に關すること。
- 2 政策企画局の行政運営の管理に關すること。
- 3 政策企画局に属する職員の人事に關すること。
- 4 政策企画局に属する予算経理に關すること(他の課の事務分掌事項を除く。)
- 5 政策企画局所管事項の広報及び広聴に關すること。
- 6 知事及び副知事の秘書用務に關すること。
- 7 行幸、行啓等皇室に關すること。
- 8 儀式に關すること。
- 9 褒賞及び表彰に關すること。
- 10 叙位及び叙勲に關すること(地域福祉課の事務分掌事項を除く。)
- 11 東京事務所に關すること。
- 12 政策企画局の他の課の主管に属しないこと。

3 広報広聴課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 広報及び広聴に關する施策の総合的な企画調整に關すること。
- 2 各種広報媒体の利用に關すること。
- 3 広報刊行物の発行に關すること。



- 四 報道機関との連絡に関する事。
 - 五 県行政の記録写真の撮影及び保存に関する事。
 - 六 広報資料その他県政に関する情報の収集及び提供に関する事。
- 4 政策調整課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 局長会議に関する事。
 - 二 県の政策調整に関する事。
 - 三 重要施策に関する情報の収集、分析及び整理に関する事。
 - 四 知事会に関する事。
- 5 企画課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 県の重要政策の企画立案に関する事。
 - 二 人口ビジョン及び地方創生総合戦略に関する事。
 - 三 県の地方創生交付金に関する事。
 - 四 国家戦略特区等に関する総合的な企画調整に関する事。
 - 五 地方分権の推進に関する事。
 - 六 中京大都市圏づくりに関する事。
 - 七 中部圏の開発整備に関する事。
 - 八 その他県の施策の総合的な企画調整に関する事。
- 6 地方創生課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 市町村の地方創生に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 二 市町村の地方創生交付金に関する事。
 - 三 地域整備事業の推進に関する事。
- 7 国際課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 国際化の推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 二 国際交流事業に関する事（他の局（会計局を含む。以下この章において同じ。）の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 外国公館等との連絡折衝その他渉外に関する事（他の局の事務分掌事項を除く。）。
- 8 ズブリパーク推進課においては、ズブリパークに関する事務をつかさどる。
- 9 第一項に定めるもののほか、政策企画局に、政策調整課、企画課及び地方創生課の事務をつかさどらせるため、企画調整部を置く。
（総務局に属する課）
- 第四条 総務局に次の課を置く。
- 総務課
法務文書課
市町村課
情報政策課
財政課
税務課
財産管理課
- 2 総務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 政策企画局、総務局、人事局及び防災安全局全般に関連する事務の調整に関する事。
 - 二 総務局全般に関連する政策の調整並びに総務局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事。
 - 三 総務局の行政運営の管理に関する事。
 - 四 総務局に属する職員の人事に関する事。
 - 五 総務局に属する予算経理に関する事（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 六 総務局所管事項の広報及び広聴に関する事。
 - 七 行政改革の推進に関する総合的な企画調整及び指導に関する事。
 - 八 行政組織及び事務の委任配分に関する事（人事課の事務分掌事項を除く。）。
 - 九 行政評価に関する事。
 - 十 外部監査に関する事。
 - 十一 東三河総局及び県民事務所に関する事。
 - 十二 他の局及び課の主管に属しない事。
- 3 法務文書課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 文書の管理及び文書事務の指導に関する事。
 - 二 公印の管守に関する事。
 - 三 公告式に関する事。
 - 四 県公報の編集及び発行並びに県法規集の編集に関する事。
 - 五 官報報告に関する事。

- 六 他の局及び課に属しない法規の立案に関する事。
- 七 法規の審査に関する事。
- 八 行政書士に関する事。
- 九 法令に基づき不服申立て及び訴訟に関する事務の総括調整に関する事。
- 十 公益法人及び公益信託に関する事務の総括調整に関する事。
- 十一 法務事務の指導に関する事。
- 十二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)及び愛知県行政手続条例(平成七年愛知県条例第二十八号)に基づく処分、行政指導及び届出に係る手続に関する事務の総括調整に関する事。
- 十三 申請及び届出等の電子化に関する事。
- 十四 県史編さん事業の企画、運営及び普及に関する事。
- 十五 県史の編さん及び刊行に関する事。
- 十六 公文書館の管理に関する事。
- 4 法務文書課に県史編さん室を置く。
- 5 県史編さん室においては、次の事務を処理する。
 - 一 県史編さん事業の企画、運営及び普及に関する事。
 - 二 県史の編さん及び刊行に関する事。
- 6 市町村課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 市町村その他公共団体の行政及び財政に関する事務の技術的な助言等に関する事。
 - 二 住居表示に関する事。
 - 三 住民基本台帳に関する事。
 - 四 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に関する事。
 - 五 市町村の設立する土地開発公社に関する事。
 - 六 市町村の地方交付税に関する事。
 - 七 市町村の地方債に関する事。
 - 八 市町村税に関する事。
 - 九 市町村の地方譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金に関する事。
 - 十 市町村の公営企業に関する事。
 - 十一 市町村財政の再建の促進に関する事。
 - 十二 選挙管理委員会に関する事。
 - 十三 直接請求に関する事務の総括調整に関する事。
 - 十四 自衛官の募集に関する事。
 - 十五 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関する事(他の局及び課の事務分掌事項を除く)。
 - 十六 市町村の合併及び広域行政に関する事。
 - 十七 市町村の地域振興に関する事。
 - 十八 離島の振興に関する事。
 - 十九 山村及び過疎地域の振興に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 二十 山村及び過疎地域振興事業に関する事(他の局及び課の事務分掌事項を除く)。
- 7 市町村課に地域振興室を置く。
- 8 地域振興室においては、次の事務を処理する。
 - 一 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関する事(他の局及び課の事務分掌事項を除く)。
 - 二 市町村の合併及び広域行政に関する事。
 - 三 市町村の地域振興に関する事。
 - 四 離島の振興に関する事。
 - 五 山村及び過疎地域の振興に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 六 山村及び過疎地域振興事業に関する事(他の局及び課の事務分掌事項を除く)。
- 9 情報政策課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 情報化の推進に関する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画調整に関する事。
 - 二 情報通信基盤の整備及び活用に関する事。
 - 三 地域の情報化の推進に関する事。
 - 四 県行政の情報化の推進に関する事。
 - 五 行政情報通信ネットワークの管理及び運営に関する事。
- 10 財政課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 議会に関する事。
 - 二 県の予算及び財政に関する事。
 - 三 新公会計制度の活用に関する事。

- 四 県債に關すること。
- 五 当せん金付証券に關すること。
- 六 名古屋競輪組合に關すること。
- 七 一時借入金金の借入れ及び償還に關すること。
- 12 財政課に財務資金室を置く。
- 12 財務資金室においては、次の事務を処理する。
- 一 県債の借入れ及び償還に關すること。
- 二 当せん金付証券に關すること。
- 三 名古屋競輪組合に關すること。
- 四 一時借入金金の借入れ及び償還に關すること。
- 13 税務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 県税等（県税及び地方法人特別税をいう。以下同じ。）の企画及び調査統計に關すること。
- 二 県税等の賦課徴収事務の指導及び監査に關すること。
- 三 軽油引取税の賦課に係る調査に關すること。
- 四 県税等の犯則事件の調査及び処分に關すること。
- 五 県税等に係る争訟に關すること。
- 六 県税等の広報に關すること。
- 七 地方譲与税に關すること。
- 八 納税貯蓄組合に關すること。
- 九 県税事務所に關すること。
- 十 その他県税等に關すること。
- 14 財産管理課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 公有財産の取得、管理及び処分の総括に關すること。
- 二 県有資産所在市町村交付金に關すること。
- 三 県有物件の災害共済に關すること。
- 四 庁舎及び県公舎の電話に關すること。
- 五 庁舎の管理に關すること（公共建築課の事務分掌事項を除く。）。
- 六 集中管理自動車の管理に關すること。
- 15 第一項に定めるもののほか、総務局に、総務課、法務文書課、市町村課及び情報政策課の事務をつかさどらせるため総務部を、財政課、税務課及び財産管理課の事務をつかさどらせるため財務部を置く。
- 第四条の次に次の一条を加える。
- （人事局に属する課）
- 第四条の二 人事局に次の課を置く。
- 人事課
職員厚生課
総務事務管理課
- 2 人事課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 人事局全般に關連する政策の調整並びに人事局全般に關連する事項の企画調整及び調査に關すること。
- 二 人事局の行政運営の管理に關すること。
- 三 人事局に属する職員の人事に關すること。
- 四 人事局に属する予算経理に關すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
- 五 人事局所管事項の広報及び広聴に關すること。
- 六 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に關すること。
- 七 職員の定数並びに行政組織の内部組織及び職制に關すること。
- 八 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關すること。
- 九 職員の規律の保持及び事務処理の監察に關すること。
- 十 自治研修所に關すること。
- 十一 人事局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 人事課に監察室を置く。
- 4 監察室においては、次の事務を処理する。
- 一 職員の懲戒、服務その他人事に關すること。
- 二 職員の勤務時間その他の勤務条件に關すること。
- 三 職員の規律の保持及び事務処理の監察に關すること。
- 5 職員厚生課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 職員の福利厚生に關すること。
- 二 地方職員共済組合に關すること。
- 三 職員互助会に關すること。

- 四 文官、教育職員、警察職員及び消防職員の恩給及び退職年金に関すること。
- 五 職員の児童手当に関すること。
- 六 公舎の管理の総括に関すること。
- 七 職員の勤労者財産形成貯蓄に関すること。
- 八 職員の安全及び衛生の管理に関すること。
- 九 地方公務員災害補償基金に関すること。
- 十 職員の公務災害補償等に関すること。
- 6 総務事務管理課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 職員の給与の支給その他総務事務の集中的な処理に関すること。
- 二 職員の旅費に関すること。
- 三 総務事務に係る改革の推進に関する総合的な企画調整に関すること。
- 第五条から第七条までを次のように改める。
- (防災安全局に属する課)
- 第五条 防災安全局に次の課を置く。
- 防災危機管理課
災害対策課
消防保安課
県民安全課
- 2 防災危機管理課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 防災安全局全般に関連する政策の調整並びに防災安全局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- 二 防災安全局の行政運営の管理に関すること。
- 三 防災安全局に属する職員の人事に関すること。
- 四 防災安全局に属する予算経理に関すること(他の課の事務分掌事項を除く。)
- 五 防災安全局所管事項の広報及び広聴に関すること。
- 六 防災対策の総合的な企画調整及び推進に関すること。
- 七 国土強靱化に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること。
- 八 危機管理の総合的な調整に関すること。
- 九 武力攻撃事態等(緊急処理事態を含む。以下同じ。)における国民の保護等のための措置に関する総合的な企画調整及び推進に関すること。
- 十 市町村の実施する武力攻撃事態等における国民の保護等のための措置に関する助言、連絡調整等に関すること。
- 十一 武力攻撃事態等における自衛隊への派遣要請に関すること。
- 十二 防災思想の普及啓発に関すること。
- 十三 防災安全局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 災害対策課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 災害等の危機管理体制の確保に関すること(他の局及び課の事務分掌事項を除く。)
- 二 市町村の防災対策に関する助言、連絡調整等に関すること。
- 三 防災関係機関との連携及び調整に関すること。
- 四 地震災害、風水害、石油コンビナート災害その他の災害の対策に関すること(他の局及び課の事務分掌事項を除く。)
- 五 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- 六 災害救助に関すること(地域福祉課の事務分掌事項を除く。)
- 七 被災者生活再建支援に関すること。
- 八 無線通信に関すること。
- 4 消防保安課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 市町村の消防に関する助言、連絡調整等に関すること。
- 二 火災予防思想の普及啓発に関すること。
- 三 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。
- 四 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止に関すること。
- 五 消防施設の強化拡充に関すること。
- 六 防災ヘリコプターに関すること。
- 七 消防学校に関すること。
- 八 高圧ガス及び液化石油ガスの保安等に関すること。
- 九 火薬類及び猟銃等の取締りに関すること。
- 十 電気工事業者の登録等及び電気工事士に関すること。
- 十一 電気用品の販売事業者に関すること。
- 十二 電気事業及びガス事業に関すること。

- 5 消防保安課に産業保安室を置く。
- 6 産業保安室においては、次の事務を処理する。
 - 一 高圧ガス及び液化石油ガスの保安等に関する事。
 - 二 火薬類及び猟銃等の取締りに関する事。
 - 三 電気工事業者の登録等及び電気工事士に関する事。
 - 四 電気用品の販売業者に関する事。
 - 五 電気事業及びガス事業に関する事。
- 7 県民安全課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 安全なまちづくりの推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 二 交通安全対策の総合的な企画調整に関する事。
 - 三 交通安全運動の推進に関する事。
- 8 第一項に定めるもののほか、防災安全局に、防災危機管理課、災害対策課及び消防保安課の事務をつかさどらせるため、防災部を置く。

(県民文化局に属する課)

第六条 県民文化局に次の課を置く。

- 県民総務課
- 県民生活課
- 社会活動推進課
- 学事振興課
- 統計課
- 人権推進課
- 男女共同参画推進課
- 文化芸術課
- 2 県民総務課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 県民文化局及び環境局全般に関連する事務の調整に関する事。
 - 二 県民文化局全般に関連する政策の調整並びに県民文化局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事。
 - 三 県民文化局の行政運営の管理に関する事。
 - 四 県民文化局に属する職員の人事に関する事。
 - 五 県民文化局に属する予算経理に関する事(他の課の事務分掌事項を除く)。
 - 六 県民文化局所管事項の広報及び広聴に関する事。
 - 七 戦争に関する資料の収集に関する事。
 - 八 情報公開及び個人情報保護に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 九 行政文書の開示に関する事。
 - 十 県の機関及び事業者の保有する個人情報の保護に関する事。
 - 十一 県民文化局の他の課の主管に属しない事。
- 3 県民生活課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 県民相談に関する事。
 - 二 行政資料その他県政に関する情報の収集及び提供の実施に関する事。
 - 三 行政文書(公安委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を除く)の開示請求の受付及び開示の実施に関する事。
 - 四 保有個人情報(公安委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人が保有している保有個人情報を除く)の開示、訂正及び利用停止の請求の受付並びに開示の実施に関する事。
 - 五 個人情報の取扱いについての相談の実施に関する事。
 - 六 消費者行政に関する施策の総合的な企画調整に関する事。
 - 七 消費者被害の防止及び救済に関する事(他の局及び課の事務分掌事項を除く)。
 - 八 消費者教育及び消費者啓発に関する事。
 - 九 消費生活相談に関する事。
 - 十 消費生活に関する調査並びに情報の収集及び提供に関する事。
 - 十一 商品テストに関する事。
 - 十二 消費者団体に関する事。
 - 十三 物価に関する県民生活の安定の緊急対策に関する事。
 - 十四 消費生活協同組合に関する事。
 - 十五 海外渡航者の一般旅券に関する事。
- 4 社会活動推進課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 青少年に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関する事。
 - 二 青少年の健全育成及び保護育成に関する事。
 - 三 青少年のための指導者の養成に関する事。

- 四 特定非営利活動法人に関すること。
 - 五 ボランティア活動に関する事務の総括調整に関すること。
 - 六 県民運動に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 七 多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
 - 八 多文化共生推進事業に関すること（他の局の事務分掌事項を除く。）。
 - 5 社会活動推進課に多文化共生推進室を置く。
 - 6 多文化共生推進室においては、次の事務を処理する。
 - 一 多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
 - 二 多文化共生推進事業に関すること（他の局の事務分掌事項を除く。）。
 - 7 学事振興課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 教育に関連する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること（教育委員会に属するものを除く。）。
 - 二 愛知県公立大学法人に関すること。
 - 三 宗教法人に関すること。
 - 四 私立学校に関すること。
 - 8 学事振興課に私学振興室を置く。
 - 9 私学振興室においては、私立学校に関する事務を処理する。
 - 10 統計課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 国の委託統計調査に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 愛知県統計調査条例（平成二十年愛知県条例第四十九号）に基づき県統計調査に関すること。
 - 三 統計調査の届出に関すること。
 - 四 統計職員及び統計調査員の研修に関すること。
 - 五 統計思想の普及啓発に関すること。
 - 六 経済に関する基礎的な調査及び研究に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 七 統計資料の収集、分析、整理、保存及び公表に関すること。
 - 11 人権推進課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
 - 二 同和問題に関する総合的な企画調整に関すること。
 - 12 男女共同参画推進課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること。
 - 二 男女共同参画推進事業に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 女性団体の育成に関すること。
 - 13 文化芸術課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 文化芸術の振興に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること。
 - 二 あいちトリエンナーレに関すること。
 - 三 愛知芸術文化センター及び陶磁美術館に関すること。
 - 四 その他教育委員会に属しない文化芸術の振興に関すること。
 - 14 文化芸術課にトリエンナーレ推進室を置く。
 - 15 トリエンナーレ推進室においては、あいちトリエンナーレに関する事務を処理する。
 - 16 第一項に定めるもののほか、県民文化局に、県民総務課、県民生活課、社会活動推進課、学事振興課及び統計課の事務をつかさどらせるため県民生活部を、文化芸術課の事務をつかさどらせるため文化部を置く。
（環境局に属する課）
- 第六條の二 環境局に次の課を置く。
- 環境政策課
 - 環境活動推進課
 - 水大気環境課
 - 自然環境課
 - 地球温暖化対策課
 - 資源循環推進課
- 2 環境政策課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 環境局全般に関連する政策の調整並びに環境局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
 - 二 環境局の行政運営の管理に関すること。
 - 三 環境局に属する職員の人事に関すること。
 - 四 環境局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 環境局所管事項の広報及び広聴に関すること。
 - 六 環境基本計画に関すること。
 - 七 環境の保全に関する総合的な調整に関すること。

- 八 公害防止計画に関すること。
- 九 公害防止管理者等に関すること。
- 十 公害防除施設の整備の促進に関すること。
- 十一 公害による健康被害の補償に関すること。
- 十二 環境調査センターに関すること。
- 十三 環境審議会及び公害審査会に関すること。
- 十四 環境局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 環境活動推進課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 環境マネジメントシステム及び事業活動に係る環境配慮の推進に関すること。
 - 二 環境学習に関すること。
 - 三 環境情報の収集及び提供に関すること。
 - 四 地域環境保全委員に関すること。
 - 五 環境影響評価に関すること。
 - 六 化学物質対策及び環境リスク対策に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 4 水大気環境課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 公共用水域の水質の汚濁に係る環境保全対策の企画及び推進に関すること。
 - 二 公共用水域の水質の汚濁に係る環境の保全のための調査、指導及び規制に関すること。
 - 三 公共用水域の水質の汚濁に係る公害の苦情処理に関すること。
 - 四 地下水の水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境保全対策の企画及び推進に関すること。
 - 五 地下水の水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境の保全のための調査、指導及び規制に関すること。
 - 六 地下水の水質の汚濁及び土壌の汚染に係る公害の苦情処理に関すること。
 - 七 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関すること。
 - 八 大気汚染に係る環境保全対策の企画及び推進に関すること。
 - 九 大気汚染に係る環境の保全のための調査、指導及び規制に関すること。
 - 十 大気汚染に係る公害の苦情処理に関すること。
 - 十一 オゾン層保護対策の推進に関すること。
 - 十二 浄化槽の設置及び維持管理並びに浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
 - 十三 騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下（以下この項及び第六項において「騒音等」という。）に係る環境保全対策の企画及び推進に関すること。
 - 十四 騒音等に係る環境の保全のための調査、指導及び規制に関すること。
 - 十五 騒音等に係る公害の苦情処理に関すること。
- 5 水大気環境課に生活環境地盤対策室を置く。
- 6 生活環境地盤対策室においては、次の事務を処理する。
 - 一 公共用水域の水質の汚濁に係る環境保全対策の推進に関すること。
 - 二 浄化槽の設置及び維持管理並びに浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
 - 三 騒音等に係る環境保全対策の企画及び推進に関すること。
 - 四 騒音等に係る環境の保全のための調査、指導及び規制に関すること。
 - 五 騒音等に係る公害の苦情処理に関すること。
- 7 自然環境課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 自然環境の保全に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関すること。
 - 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（消防保安課の事務分掌事項を除く。）。
 - 四 国立公園及び県立自然公園に関すること。
 - 五 温泉の保護及び利用の適正化に関すること。
 - 六 生物の多様性の保全に関すること。
- 8 地球温暖化対策課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 地球温暖化対策の推進に関すること。
 - 二 自動車環境対策の推進に関すること。
- 9 資源循環推進課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 資源循環に関する施策の推進に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
 - 三 廃棄物の適正な処理の促進に関すること。
 - 四 産業廃棄物の適正な処理のための監視及び指導に関すること。
 - 五 廃棄物に係る苦情処理に関すること。
 - 六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関すること。
 - 七 下水道の終末処理場の維持管理に係る指示に関すること。
- 10 資源循環推進課に廃棄物監視指導室を置く。
- 11 廃棄物監視指導室においては、次の事務を処理する。

- 一 産業廃棄物の適正な処理のための監視及び指導に関すること。
 - 二 廃棄物に係る苦情処理に関すること。
 - 12 第一項に定めるもののほか、環境局に、環境政策課、環境活動推進課、水大気環境課及び自然環境課の事務をつかさどらせるため、環境政策部を置く。
(福祉局に属する課)
- 第七条 福祉局に次の課を置く。
- 福祉総務課
 - 地域福祉課
 - 障害福祉課
 - 高齢福祉課
 - 児童家庭課
 - 子育て支援課
- 2 福祉総務課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 福祉局及び保健医療局全般に関連する事務の調整に関すること。
 - 二 福祉局全般に関連する政策の調整並びに福祉局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
 - 三 福祉局の行政運営の管理に関すること。
 - 四 福祉局に属する職員の人事に関すること。
 - 五 福祉局に属する予算経理に関すること(他の課の事務分掌事項を除く。)
 - 六 福祉局所管事項の広報及び広聴に関すること。
 - 七 健康福祉ビジョンに関すること。
 - 八 社会福祉関係法人及び民間社会福祉施設の監査に関すること。
 - 九 介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
 - 十 社会福祉審議会に関すること。
 - 十一 福祉局の他の課の主管に属しないこと。
 - 3 福祉総務課に監査指導室を置く。
 - 4 監査指導室においては、次の事務を処理する。
 - 一 社会福祉関係法人及び民間社会福祉施設の監査に関すること。
 - 二 介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
 - 5 地域福祉課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 民生委員に関すること。
 - 二 社会福祉関係の寄附金に関すること。
 - 三 生活保護に関すること。
 - 四 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
 - 五 生活困窮者の自立支援に関すること。
 - 六 子どもの貧困対策に関すること。
 - 七 社会福祉事業に関すること(他の課の事務分掌事項を除く。)
 - 八 災害弔慰金の支給等に関すること。
 - 九 社会福祉士又は介護福祉士の養成施設に関すること。
 - 十 戦没者等の遺族の援護に関すること。
 - 十一 戦傷病者及び戦傷病者等の妻の援護に関すること。
 - 十二 未帰還者の調査等に関すること。
 - 十三 旧軍人軍属の軍歴に関すること。
 - 十四 旧軍人軍属等及びこれらの遺族の恩給に関すること。
 - 十五 旧軍人軍属等の叙位及び叙勲に関すること。
 - 十六 引揚者等の援護に関すること。
 - 十七 福祉事務所に関すること。
 - 6 障害福祉課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 障害者の福祉に関すること。
 - 二 心身障害者扶養共済制度に関すること。
 - 三 在宅重度障害者手当に関すること。
 - 四 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関すること。
 - 五 医療療育総合センターに関すること。
 - 7 高齢福祉課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 高齢者の生きがい対策に関すること。
 - 二 福祉医療の助成に関すること。
 - 三 老人福祉施設等に関すること。
 - 四 介護保険者の指導及び支援に関すること。

- 五 介護保険事業支援計画等に関する事。
- 六 介護保険審査会に関する事。
- 七 介護保険事業者の指定及び指導に関する事（福祉総務課の事務分掌事項を除く。）。
- 八 地域包括ケアに関する事。
- 九 認知症対策その他の介護予防の推進に関する事。
- 8 高齢福祉課に地域包括ケア・認知症対策室を置く。
- 9 地域包括ケア・認知症対策室においては、次の事務を処理する。
 - 一 地域包括ケアに関する事。
 - 二 認知症対策その他の介護予防の推進に関する事。
- 10 児童家庭課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 児童の福祉に関する事（障害福祉課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 児童扶養手当に関する事。
 - 三 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事。
 - 四 遺児手当に関する事。
 - 五 売春の防止に関する事。
 - 六 福祉相談センター、児童・障害者相談センター、児童相談センター、女性相談センター及び愛知学園に関する事。
- 11 子育て支援課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 子ども・子育て支援に関する事（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 児童の健全育成に関する事。
 - 三 児童手当に関する事（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）。
 - 四 少子化対策の総合的な企画調整及び推進に関する事。
- 12 第一項に定めるもののほか、福祉局に、福祉総務課、地域福祉課及び障害福祉課の事務をつかさどらせるため、福祉部を置く。
 第七条の次に次の一条を加える。
 （保健医療局に属する課）
 第七条の二 保健医療局に次の課を置く。
 - 医療計画課
 - 健康対策課
 - 医務課
 - 国民健康保険課
 - 生活衛生課
 - 医薬安全課
- 2 医療計画課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 保健医療局全般に関連する政策の調整並びに保健医療局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事。
 - 二 保健医療局の行政運営の管理に関する事。
 - 三 保健医療局に属する職員の人事に関する事。
 - 四 保健医療局に属する予算経理に関する事（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 保健医療局所管事項の広報及び広聴に関する事。
 - 六 地域保健医療計画に関する事。
 - 七 医療費適正化計画に関する事。
 - 八 厚生統計に関する事（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 九 保健師及びその養成施設に関する事。
 - 十 保健所に関する事。
 - 十一 医療審議会及び衛生対策審議会に関する事。
 - 十二 保健医療局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 健康対策課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 原子爆弾被爆者に関する事。
 - 二 治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事。
 - 三 ハンセン病に関する事。
 - 四 健康づくりに関する事。
 - 五 受動喫煙の防止に関する事。
 - 六 歯科保健に関する事。
 - 七 歯科医師に関する事（医務課の事務分掌事項を除く。）。
 - 八 歯科衛生士及びその養成施設に関する事。
 - 九 歯科技工士及びその養成施設に関する事（医務課の事務分掌事項を除く。）。

- 十 あいち健康の森健康科学総合センターに関する事。
- 十一 生活習慣病の予防に関する事。
- 十二 がん対策の推進に関する事。
- 十三 アレルギー疾患対策に関する事。
- 十四 母子保健に関する事。
- 十五 母体保護に関する事。
- 十六 栄養士及びその養成施設に関する事。
- 十七 栄養改善に関する事。
- 十八 感染症の予防及び医療に関する事。
- 十九 予防接種に関する事。
- 二十 その他疾病の予防に関する事（生活衛生課の事務分掌事項を除く。）
- 4 医務課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 医師に関する事。
 - 二 歯科医師及び歯科技工士の免許に関する事。
 - 三 診療放射線技師及びその養成施設に関する事。
 - 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等及びこれらの養成施設に関する事。
 - 五 理学療法士及び作業療法士並びにこれらの養成施設に関する事。
 - 六 死体の解剖保存及び死因調査に関する事。
 - 七 臓器の移植の推進に関する事。
 - 八 医療法人に関する事。
 - 九 救急医療に関する事。
 - 十 へき地医療に関する事。
 - 十一 病院、診療所及び助産所に関する事。
 - 十二 助産師、看護師及び准看護師並びにこれらの養成施設に関する事。
 - 十三 県立の看護専門学校に関する事。
 - 十四 精神保健福祉に関する事。
 - 十五 自殺の予防に係る対策等心の健康の保持及び増進に関する事。
 - 十六 精神保健福祉センターに関する事。
 - 十七 その他医療の普及向上に関する事。
- 5 医務課に地域医療支援室及びこころの健康推進室を置く。
- 6 地域医療支援室においては、次の事務を処理する。
 - 一 医師に関する事（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十五第三項に規定する地域医療支援事務に関する事に限る。）
 - 二 へき地医療に関する事。
- 7 こころの健康推進室においては、次の事務を処理する。
 - 一 精神保健福祉に関する事。
 - 二 自殺の予防に係る対策等心の健康の保持及び増進に関する事。
 - 三 精神保健福祉センターに関する事。
- 8 国民健康保険課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 国民健康保険に関する事。
 - 二 後期高齢者医療制度に関する事。
- 9 生活衛生課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 生活衛生同業組合及び生活衛生営業指導センターに関する事。
 - 二 製菓衛生師及び調理師並びにこれらの養成施設に関する事。
 - 三 食品の衛生に関する事。
 - 四 ふぐの取扱いの規制に関する事。
 - 五 と畜検査及び食鳥検査に関する事。
 - 六 と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場、畜舎、動物処理場等の衛生に関する事。
 - 七 動物の愛護及び管理に関する事。
 - 八 動物取扱業の規制に関する事。
 - 九 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置に関する事。
 - 十 犬による危害の防止に関する事。
 - 十一 犬等の狂犬病の予防に関する事。
 - 十二 理容師、美容師及びクリーニング師並びにこれらの養成施設に関する事。
 - 十三 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関する事。
 - 十四 住宅宿泊事業に関する事。
 - 十五 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
 - 十六 墓地、火葬場及び納骨堂に関する事。

- 十七 胞衣及び産汚物の取締りに関すること。
- 十八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 十九 臨床検査技師及びその養成施設に関すること。
- 二十 衛生検査所に関すること。
- 二十一 水道の施設及び水質に関すること。
- 二十二 水道原水水質保全事業の実施の促進に関すること。
- 二十三 プールの衛生に関すること。
- 二十四 衛生研究所、食品衛生検査所及び動物保護管理センターに関すること。
- 二十五 その他環境衛生及び食品の衛生に関すること。
- 10 医薬安全課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 薬剤師に関すること。
- 二 薬局、医薬品等の製造販売業及び製造業、医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに医療機器の販売業、貸与業及び修理業に関すること（畜産課の事務分掌事項を除く。）。
- 三 緊急用医薬品に関すること。
- 四 医薬品等の安全性に関する情報の提供等に関すること。
- 五 医薬分業の推進に関すること。
- 六 薬事工業生産動態統計調査に関すること。
- 七 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 八 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤の取締りに関すること。
- 九 薬物の乱用防止の推進に関すること。
- 十 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。
- 十一 骨髄ドナー登録の推進に関すること。
- 十二 医薬品等による健康被害の危機管理体制に関すること。
- 十三 その他薬事に関すること。
- 11 第一項に定めるもののほか、保健医療局に、医療計画課、健康対策課、医務課及び国民健康保険課の事務をつかさどらせるため健康医務部を、生活衛生課及び医薬安全課の事務をつかさどらせるため生活衛生部を置く。
- 第八条を次のように改める。
- (経済産業局に属する課)
- 第八条 経済産業局に次の課を置く。
- 産業政策課
- 産業振興課
- 産業科学技術課
- 産業立地通商課
- 中小企業金融課
- 商業流通課
- 2 産業政策課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 経済産業局、労働局及び観光コンベンション局全般に関連する事務の調整に関すること。
- 二 経済産業局全般に関連する政策の調整並びに経済産業局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- 三 経済産業局の行政運営の管理に関すること。
- 四 経済産業局に属する職員の人事に関すること。
- 五 経済産業局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
- 六 経済産業局所管事項の広報及び広聴に関すること。
- 七 商工物資の需給の調整等に関すること。
- 八 経済産業局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 産業振興課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 工業の振興に関すること（園芸農産課の事務分掌事項を除く。）。
- 二 地場産業の振興に関すること。
- 三 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- 四 鉱業の振興に関すること。
- 五 高圧ガス、火薬類及び電気工事に係る産業の振興に関すること。
- 六 次世代産業の育成に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 七 情報通信産業の育成に関すること。
- 4 産業振興課に次世代産業室を置く。
- 5 次世代産業室においては、次の事務を処理する。
- 一 次世代産業の育成に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 二 情報通信産業の育成に関すること。

- 6 産業科学技術課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 産業技術の振興に関すること（他の局の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 科学技術の振興に関すること。
 - 三 あいち産業科学技術総合センターに関すること。
 - 四 知的財産権に関すること。
 - 五 産業デザインの振興に関すること。
- 7 産業立地通商課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 工場立地の調査に関すること。
 - 二 企業誘致に関すること。
 - 三 工業用水の使用の合理化に関すること。
 - 四 貿易の振興に関すること。
 - 五 海外との産業交流の促進に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 8 中小企業金融課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 商工業金融に関すること。
 - 二 中小企業設備導入資金の総括調整に関すること。
 - 三 愛知県信用保証協会に関すること。
 - 四 貸金業者の登録、規制等に関すること。
 - 五 中小企業団体、商工会議所、商工会等の商工業団体に関すること。
 - 六 小規模事業の振興に関すること。
 - 七 中小企業の経営革新の支援に関する事務の総括調整に関すること。
 - 八 下請中小企業の振興に関すること。
 - 九 ベンチャー企業の育成に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 9 商業流通課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 商業の振興に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 家庭用品の品質表示に関すること。
 - 三 消費生活用製品の安全に関すること。
 - 四 サービス業の振興に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 貨物運輸業及び倉庫業の近代化に関すること。
 - 六 大規模小売店舗に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 七 計量の適正化に関すること。
- 10 第一項に定めるもののほか、経済産業局に、産業政策課、産業振興課、産業科学技術課及び産業立地通商課の事務をつかさどらせるため産業部を、中小企業金融課及び商業流通課の事務をつかさどらせるため中小企業部を置く。
- 第八条の次に次の二条を加える。
（労働局に属する課）
- 第八条の二 労働局に次の課を置く。
- 労働福祉課
就業促進課
産業人材育成課
- 2 労働福祉課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 労働局全般に関連する政策の調整並びに労働局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
 - 二 労働局の行政運営の管理に関すること。
 - 三 労働局に属する職員の人事に関すること。
 - 四 労働局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 労働局所管事項の広報及び広聴に関すること。
 - 六 労働者の福祉に関する指導、啓発及び助成に関すること。
 - 七 労働者福祉施設に関すること。
 - 八 男女の雇用機会均等に関すること。
 - 九 仕事と生活の調和の促進に関すること。
 - 十 勤労者の生活基盤の向上に関すること。
 - 十一 労使関係の安定促進に関すること。
 - 十二 労働事情等の調査に関すること。
 - 十三 労働教育に関すること。
 - 十四 労務診断及び労務改善に関すること。
 - 十五 労働安全衛生の啓発に関すること。
 - 十六 労働相談に関すること。
 - 十七 公益通報者保護に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。

- 十八 その他労働者の福祉に関すること。
- 十九 労働局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 就業促進課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 地域雇用の確保に関すること。
 - 二 若年者の雇用の促進等に関すること。
 - 三 高齢者の雇用の促進等に関すること。
 - 四 障害者の雇用の促進等に関すること。
 - 五 その他雇用に関すること。
- 4 産業人材育成課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 産業人材の育成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
 - 二 産業人材の育成事業に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 職業能力開発計画に関すること。
 - 四 職業訓練指導員に関すること。
 - 五 公共職業能力開発施設の行う職業訓練に関すること。
 - 六 事業主等の行う職業訓練に関すること。
 - 七 職業能力検定に関すること。
 - 八 技能尊重の啓発に関すること。
 - 九 県立高等技術専門校及び愛知障害者職業能力開発校に関すること。
 - 十 技能競技大会に関すること。
 - 十一 愛知県職業能力開発協会に関すること。
 - 十二 その他産業人材の育成に関すること。

（観光コンベンション局に属する課）

第八条の三 観光コンベンション局に次の課を置く。

観光振興課

国際観光コンベンション課

- 2 観光振興課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 観光コンベンション局全般に関連する政策の調整並びに観光コンベンション局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
 - 二 観光コンベンション局の行政運営の管理に関すること。
 - 三 観光コンベンション局に属する職員の人事に関すること。
 - 四 観光コンベンション局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 観光コンベンション局所管事項の広報及び広聴に関すること。
 - 六 観光の振興に関する施策の企画及び調査に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 七 観光事業の振興に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 八 旅行業の登録に関すること。
 - 九 観光コンベンション局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 国際観光コンベンション課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 国際観光の推進に関すること。
 - 二 大規模な催事及びコンベンションの企画及び誘致に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 二千五年日本国際博覧会の関連事業に係る調整に関すること。
 - 四 通訳案内士の登録に関すること。
 - 五 国際展示場に関すること。
- 4 国際観光コンベンション課に国際展示場室を置く。
- 5 国際展示場室においては、国際展示場に関する事務を処理する。

第九条を次のように改める。

（農業水産局に属する課）

第九条 農業水産局に次の課を置く。

農政課

食育消費流通課

農業振興課

農業経営課

園芸農産課

畜産課

水産課

- 2 農政課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 農業水産局及び農林基盤局全般に関連する事務の調整に関すること。
 - 二 農業水産局全般に関連する政策の調整並びに農業水産局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関

すること。

- 三 農業水産局の行政運営の管理に関すること。
 - 四 農業水産局に属する職員の人事に関すること。
 - 五 農業水産局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 六 農業水産局所管事項の広報及び広聴に関すること。
 - 七 農林水産業基本対策に関すること。
 - 八 農林水産事務所に属すること。
 - 九 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の検査に関すること。
 - 十 農業協同組合等の農業団体に関すること。
 - 十一 森林組合等の林業団体に関すること（森林組合法（昭和三十二年法律第三十六号）に基づく事務に限る。）。
 - 十二 水産業協同組合等の水産業団体に関すること（水産業協同組合法（昭和三十二年法律第二百四十二号）及びその関係法令に基づく事務に限る。）。
 - 十三 農業水産局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 農政課に組合検査指導室を置く。
- 4 組合検査指導室においては、次の事務を処理する。
- 一 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の検査に関すること。
 - 二 農業協同組合等の農業団体に関すること。
 - 三 森林組合等の林業団体に関すること（森林組合法に基づく事務に限る。）。
 - 四 水産業協同組合等の水産業団体に関すること（水産業協同組合法及びその関係法令に基づく事務に限る。）。
- 5 食育消費流通課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 卸売市場に関すること（畜産課及び水産課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 農産物及びその加工品の流通に関すること。
 - 三 食育に関する施策の調整に関すること。
 - 四 農林水産物の安全・安心に関する施策の調整に関すること。
 - 五 農林水産加工品の流通の調整に関すること。
 - 六 農林水産物資の需給の調整等に関すること。
 - 七 農林水産物資の品質表示の適正化に関すること。
- 6 農業振興課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 農業経営基盤の強化促進に関すること。
 - 二 農地等の転用及び利用関係の調整に関すること。
 - 三 農林水産省所管の国有財産の管理に関すること。
 - 四 農業振興地域の整備に関すること。
 - 五 市民農園の整備促進に関すること。
 - 六 農事調停に関すること。
 - 七 農業構造の改善に関すること。
 - 八 山村等における農林水産業の振興に関すること。
 - 九 農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関すること。
 - 十 農業共済組合に関すること。
- 7 農業経営課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 農業技術の改良普及に関すること。
 - 二 農業経営及び農村生活の改善に関すること。
 - 三 青年農業者等の育成に関すること。
 - 四 農業金融に関すること。
 - 五 環境保全型農業の推進に関すること。
 - 六 農業の機械化に関すること。
 - 七 地力の保全に関すること。
 - 八 農薬及び肥料の取締りに関すること。
 - 九 植物防疫に関すること。
 - 十 農業普及指導センター、病害虫防除所、農業大学校及び農業総合試験場に関すること。
- 8 園芸農産課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 野菜及び果樹の生産及び出荷に関すること。
 - 二 花き（切枝、鉢植用樹木の緑化木を含む。）の生産及び出荷に関すること。
 - 三 米、麦、大豆等の生産及び出荷に関すること。
 - 四 茶、たばこ等の特用作物の生産及び出荷に関すること。
 - 五 農産物の加工に関すること。
- 9 畜産課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 畜産業の振興に関する事。
 - 二 家畜の改良増殖、生産及び取引に関する事。
 - 三 畜産物の生産及び出荷に関する事。
 - 四 畜産物及びその加工品の流通に関する事。
 - 五 家畜の衛生に関する事。
 - 六 動物薬事及び獣医療に関する事。
 - 七 獣医師、家畜人工授精師及び家畜商に関する事。
 - 八 飼料及び草地に関する事。
 - 九 畜産に係る環境の保全に関する事。
 - 十 畜産関係団体に関する事。
 - 十一 卸売市場（食肉を主な取扱品目とする市場に限る。）に関する事。
 - 十二 愛知県競馬組合に関する事。
 - 十三 家畜保健衛生所及び畜産総合センターに関する事。
- 10 水産課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 水産業の振興に関する事。
 - 二 漁業金融に関する事。
 - 三 水産業協同組合等の水産業団体に関する事（農政課の事務分掌事項を除く。）。
 - 四 水産物及びその加工品の流通に関する事。
 - 五 卸売市場（水産物を主な取扱品目とする市場に限る。）に関する事。
 - 六 漁業災害補償に関する事。
 - 七 漁業の調整及び取締りに関する事。
 - 八 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
 - 九 漁船に関する事。
 - 十 遊漁船業に関する事。
 - 十一 海洋生物資源の保存及び管理に関する事。
 - 十二 水産業技術の改良普及に関する事。
 - 十三 栽培漁業に関する事。
 - 十四 沿岸漁場の整備及び開発に関する事。
 - 十五 漁港漁村の整備等に関する事（港湾課の事務分掌事項を除く。）。
 - 十六 水産試験場に関する事。
- 11 第一項に定めるもののほか、農業水産局に、農政課、食育消費流通課、農業振興課、農業経営課、園芸農産課及び畜産課の事務をつかさどらせるため、農政部を置く。
- 第九条の次に次の一条を加える。
- （農林基盤局に属する課）
- 第九条の二 農林基盤局に次の課を置く。
- 農林総務課
農地計画課
農地整備課
林務課
森林保全課
- 2 農林総務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 農林基盤局全般に関連する政策の調整並びに農林基盤局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事。
 - 二 農林基盤局の行政運営の管理に関する事。
 - 三 農林基盤局に属する職員の人事に関する事。
 - 四 農林基盤局に属する予算経理に関する事（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 農林基盤局所管事項の広報及び広聴に関する事。
 - 六 農業水産局及び農林基盤局に属する工事に係る各種契約に関する事。
 - 七 農業水産局及び農林基盤局に属する工事の検査に関する事。
 - 八 農業水産局及び農林基盤局に属する工事に係る電子計算機による事務処理に関する事。
 - 九 農林基盤局の他の課の主管に属しない事。
- 3 農地計画課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 土地改良事業の計画、調査及び管理に関する事。
 - 二 農村総合環境整備事業の計画、調査及び管理に関する事。
 - 三 農地保全に係る海岸整備事業の計画、調査及び管理に関する事。
 - 四 農地等に係る環境保全活動の支援に関する事。
 - 五 土地改良区等の指導及び監督に関する事。
 - 六 土地改良事業等に係る換地処分、用地の取得及び補償等に関する事。

- 七 農業水利に関すること。
- 八 国が行う土地改良事業に関連する業務に関すること。
- 九 愛知用水事業、豊川用水事業及び木曽川用水事業に関連する業務に関すること。
- 十 独立行政法人水資源機構受託事業に関すること。
- 4 農地整備課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 土地改良事業の実施に関すること。
- 二 農村総合環境整備事業の実施に関すること。
- 三 農地保全に係る海岸整備事業の実施に関すること。
- 5 林務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 森林計画及び林業経営計画に関すること。
- 二 林産物の生産、加工及び流通に関すること。
- 三 林業金融に関すること。
- 四 入会林野等の整備に関すること。
- 五 森林組合等の林業団体に関すること（農政課の事務分掌事項を除く。）。
- 六 林業構造の改善に関すること。
- 七 市町村の実施する森林整備等に対する支援に関すること。
- 八 県有林野事業に関すること。
- 九 県有林野の管理に関すること。
- 十 林業経営の改善及び林業技術の改良普及に関すること。
- 十一 林木育種に関すること。
- 十二 県有林事務所及び森林・林業技術センターに関すること。
- 6 森林保全課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 林道施設に関すること。
- 二 治山事業に関すること。
- 三 保安林又は保安施設地区に係る地すべりの防止に関すること。
- 四 保安林に関すること。
- 五 民有林の開発行為の規制に関すること。
- 六 鉱業権の設定に係る出願の協議に関すること。
- 七 緑化の推進に関すること。
- 八 緑化用樹木の生産及び流通に関すること。
- 九 あいち森と緑づくり事業に関すること（他の局の事務分掌事項を除く。）。
- 十 あいち森と緑づくり基金に関すること。
- 十一 造林に関すること。
- 十二 森林病害虫に関すること。
- 十三 森林保険及び森林防火に関すること。
- 十四 あいち海上の森センターに関すること。
- 7 森林保全課に森と緑づくり推進室を置く。
- 8 森と緑づくり推進室においては、次の事務を処理する。
- 一 あいち森と緑づくり事業に関すること（他の局の事務分掌事項を除く。）。
- 二 あいち森と緑づくり基金に関すること。
- 三 造林に関すること。
- 四 森林病害虫に関すること。
- 五 森林保険及び森林防火に関すること。
- 9 第一項に定めるもののほか、農林基盤局に、農林総務課、農地計画課及び農地整備課の事務をつかさどらせるため農地部を、林務課及び森林保全課の事務をつかさどらせるため林務部を置く。
- 第十条を次のように改める。
- （建設局に属する課）
- 第十条 建設局に次の課を置く。
- 建設総務課
- 建設企画課
- 用地課
- 道路維持課
- 道路建設課
- 下水道課
- 河川課
- 砂防課
- 水資源課
- 港湾課

- 航空対策課
- 2 建設総務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 建設局、都市整備局及び建築局全般に関連する事務の調整に関する事。
 - 二 建設局の行政運営の管理に関する事。
 - 三 建設局に属する職員の人事に関する事。
 - 四 建設局に属する予算経理に関する事（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 建設局所管事項の広報及び広聴に関する事。
 - 六 建設局、都市整備局及び建築局に属する工事に係る各種契約に関する事。
 - 七 建設事務所及び港務所に関する事。
 - 八 建設局の他の課の主管に属しない事。
- 3 建設企画課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 建設局、都市整備局及び建築局全般に関連する技術の調整に関する事。
 - 二 建設局全般に関連する政策の調整並びに建設局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事。
 - 三 建設局、都市整備局及び建築局に属する工事の検査に関する事。
 - 四 建設技術の研修に関する事。
 - 五 建設局、都市整備局及び建築局に属する工事に係る技術事項の調査、調整及び処理基準に関する事。
 - 六 土木工事に係る分別解体等に関する事。
 - 七 建設局、都市整備局及び建築局に属する工事等に係る電子計算機による事務処理に関する事。
 - 八 公共事業支援統合情報システムに関する事。
 - 九 建設局、都市整備局及び建築局に属する地盤情報の収集及び提供に関する事。
 - 十 再生建設資材の評価認定及び調査研究に関する事。
- 4 用地課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 建設局及び都市整備局に属する公共用地の取得及び補償に関する事。
 - 二 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関する事。
 - 三 土地収用に関する事。
 - 四 収用委員会に関する事。
 - 五 認定電気通信事業者に係る損失補償の裁定に関する事。
 - 六 大深度地下の公共的使用に関する事。
 - 七 特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定に関する事。
 - 八 国土交通省所管の国有土地に関する事。
 - 九 建設局及び都市整備局の事務又は事業に関連して生じた廃道敷地、廃川敷地等の取得、管理及び処分に関する事。
 - 十 測量の公示に関する事。
 - 十一 建設局及び都市整備局に属する事業の計画策定及び執行に係る用地調整に関する事。
 - 十二 国等の計画する大規模事業の用地調整に関する事。
 - 十三 愛知県土地開発公社に関する事。
- 5 道路維持課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 道路の維持管理に関する事。
 - 二 その他道路に関する事（道路建設課の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 鉄道線路の道路への敷設に関する事。
 - 四 軌道に関する事。
- 6 道路建設課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 道路計画の企画及び調査に関する事（都市計画課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 道路の建設に関する事。
 - 三 幹線道路の沿道の整備に関する事（道路維持課及び都市計画課の事務分掌事項を除く。）。
 - 四 名古屋高速道路公社及び愛知県道路公社に関する事。
- 7 道路建設課に有料道路室を置く。
- 8 有料道路室においては、名古屋高速道路公社及び愛知県道路公社に関する事務を処理する。
- 9 下水道課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 流域別下水道整備総合計画に関する事。
 - 二 流域下水道の計画及び事業に関する事（資源循環推進課の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 公共下水道の計画及び事業に関する事（資源循環推進課の事務分掌事項を除く。）。
 - 四 都市下水路の計画及び事業に関する事。
- 10 河川課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 河川に関する事。
 - 二 海岸に関する事（農地計画課、農地整備課及び港湾課の事務分掌事項を除く。）。
 - 三 公有水面の埋立てに関する事（港湾課の事務分掌事項を除く。）。

- 四 水防に関すること。
- 五 水害予防組合に関すること。
- 六 特定都市河川及び特定都市河川流域に関すること（下水道課の事務分掌事項を除く。）。
- 11 砂防課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 砂防に関すること。
- 二 地すべりの防止に関すること（森林保全課の事務分掌事項を除く。）。
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。
- 四 砂利の採取に関すること（河川課の事務分掌事項を除く。）。
- 五 岩石の採取に関すること。
- 六 国土交通省所管の公共土木施設災害復旧事業の総括に関すること。
- 12 水資源課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 水資源対策の総合的な調整に関すること。
- 二 水資源の総合需給計画に関すること。
- 三 水資源開発の調整及び推進に関すること。
- 四 水資源の利用の調査及び調整に関すること。
- 五 水源地域対策に関すること。
- 六 豊川水系の水資源対策の推進に関すること。
- 13 港湾課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 港湾及び運河に関すること。
- 二 県が管理する漁港に関すること。
- 三 市町村が管理する漁港に係る補助工事の監督及び災害関係事業に関すること。
- 四 港湾区域及び漁港区域内の海岸に関すること（農地計画課及び農地整備課の事務分掌事項を除く。）。
- 五 港湾区域及び漁港区域内の公有水面の埋立てに関すること。
- 六 名古屋港管理組合に関すること。
- 14 航空対策課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 航空対策の総合的な企画調整に関すること。
- 二 名古屋飛行場に関すること。
- 三 中部国際空港に関すること。
- 15 第一項に定めるもののほか、建設局に、建設総務課、建設企画課及び用地課の事務をつかさどらせるため、土木部を置く。
- 第十条の次に次の二条を加える。
- （都市整備局に属する課）
- 第十条の二 都市整備局に次の課を置く。
- 都市総務課
都市計画課
都市整備課
公園緑地課
交通対策課
- 2 都市総務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 都市整備局全般に関連する政策の調整並びに都市整備局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- 二 都市整備局の行政運営の管理に関すること。
- 三 都市整備局に属する職員の人事に関すること。
- 四 都市整備局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
- 五 都市整備局所管事項の広報及び広聴に関すること。
- 六 建設業の許可及び建設業者の経営事項審査に関すること。
- 七 建設業の統計調査に関すること。
- 八 建設機械抵当に関すること。
- 九 浄化槽工事業者の登録に関すること。
- 十 解体工事業者の登録に関すること。
- 十一 特定住宅^{おかし}瑕疵担保責任の履行の確保に関すること。
- 十二 建設工事紛争審査会に関すること。
- 十三 宅地建物取引業に関すること。
- 十四 積立式宅地建物販売業に関すること。
- 十五 不動産特定共同事業に関すること。
- 十六 不動産鑑定業に関すること。
- 十七 都市整備局の他の課の主管に属しないこと。
- 3 都市計画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 都市計画に関すること（下水道課、都市整備課、公園緑地課及び建築指導課の事務分掌事項を除く。）。
 - 二 駐車場に関すること。
 - 三 土地対策の総合的な調整に関すること。
 - 四 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
 - 五 国土調査に関すること。
 - 六 土地取引規制、地価調査及び遊休土地に関すること。
 - 七 優良住宅地等の価格審査に関すること。
 - 八 土地開発行為の協議及び指導に関すること。
 - 九 公有地の拡大の推進に関すること（市町村課の事務分掌事項を除く。）。
 - 十 都市計画審議会に関すること。
 - 4 都市整備課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 街路事業に関すること。
 - 二 連続立体交差事業に関すること。
 - 三 土地区画整理事業に関すること。
 - 5 公園緑地課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 都市公園に関すること。
 - 二 屋外広告物に関すること。
 - 三 都市の緑地の保全に関すること。
 - 四 景観に関すること。
 - 五 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）に基づく公園、緑地及び墓園に関すること。
 - 六 都市緑化に関すること（森林保全課の事務分掌事項を除く。）。
 - 6 交通対策課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 交通対策の総合的な企画調整に関すること。
 - 二 鉄道建設の計画及び調査並びに鉄道の整備促進に関すること。
 - 三 乗合バスに関すること。
 - 四 リニア中央新幹線対策の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
 - 五 リニア中央新幹線対策事業に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 7 交通対策課にリニア事業推進室を置く。
 - 8 リニア事業推進室においては、次の事務を処理する。
 - 一 リニア中央新幹線対策の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。
 - 二 リニア中央新幹線対策事業に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 9 第一項に定めるもののほか、都市整備局に、都市総務課、都市計画課、都市整備課及び公園緑地課の事務をつかさどらせるため、都市基盤部を置く。
（建築局に属する課）
- 第十条の三 建築局に次の課を置く。
- 住宅計画課
公営住宅課
公共建築課
建築指導課
- 2 住宅計画課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 建築局全般に関連する政策の調整並びに建築局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
 - 二 建築局の行政運営の管理に関すること。
 - 三 建築局に属する職員の人事に関すること。
 - 四 建築局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。
 - 五 建築局所管事項の広報及び広聴に関すること。
 - 六 住宅及びひまらづくりの総合的な企画調整に関すること。
 - 七 住宅及び住宅地の供給計画に関すること。
 - 八 住宅適地調査及び開発計画に関すること。
 - 九 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の建設計画に関すること。
 - 十 住宅建設に関連する公共事業の促進に関すること。
 - 十一 特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅を除く。）の供給の促進に関すること。
 - 十二 高齢者の居住の安定確保に関すること。
 - 十三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関すること。
 - 十四 民間住宅の取得等に対する助成に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
 - 十五 マンション管理に関すること。
 - 十六 人にやさしい街づくりの推進に関すること。
 - 十七 住宅の品質確保の促進に関すること。

- 十八 住宅用地の管理及び処分に関する事。
- 十九 市街地再開発事業等に関する事。
- 二十 建築物の防災に関する事（防災危機管理課及び災害対策課の事務分掌事項を除く。）。
- 二十一 建築物の耐震改修の促進に関する事。
- 二十二 建設工事（土木工事を除く。）に係る分別解体等に関する事。
- 二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事。
- 二十四 愛知県建築物環境配慮制度に関する事。
- 二十五 都市の低炭素化の促進に関する事（建築指導課の事務分掌事項を除く。）。
- 二十六 建築局の他の課の主管に属しない事。
- 3 公営住宅課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の建設、建替え及び改善に関する事。
- 二 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事。
- 三 県営住宅の明渡し又は家賃等の支払の請求に係る争訟（県が訴えを提起したものに限り。）に関する事。
- 四 住宅建設に伴う公共施設の整備の調整に関する事。
- 五 住宅地区改良事業等に関する事。
- 六 愛知県住宅供給公社に関する事。
- 4 公営住宅課に県営住宅管理室を置く。
- 5 県営住宅管理室においては、次の事務を処理する。
- 一 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事。
- 二 県営住宅の明渡し又は家賃等の支払の請求に係る争訟（県が訴えを提起したものに限り。）に関する事。
- 三 愛知県住宅供給公社に関する事。
- 6 公共建築課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 県の施設の整備に係る設計、積算及び施行に関する事。
- 二 庁舎等の設備の保全管理に関する事。
- 三 市町村の公共建築物の建築技術の向上の推進に関する事。
- 四 市町村その他公共団体等の委託による公共建築物の設計、調査及び施行に関する事。
- 五 その他県の施設の整備に関する事。
- 7 建築指導課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 建築物の建築基準に関する事。
- 二 建築物の動態統計調査に関する事。
- 三 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事。
- 四 宅地造成等の規制に関する事。
- 五 優良な宅地等の認定に関する事。
- 六 都市計画のうち地区計画（建築物その他の工作物に関する事項に限り。）に関する事。
- 七 宅地の防災に関する事（防災危機管理課及び災害対策課の事務分掌事項を除く。）。
- 八 建築士に関する事。
- 九 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関する事。
- 十 建築審査会及び開発審査会に関する事。
- 十一 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の指定に関する事。
- 十二 指定登録機関、指定試験機関及び指定事務所登録機関の指定に関する事。
- 十三 長期優良住宅の認定に関する事。
- 十四 低炭素建築物の認定に関する事。
- 8 第一項に定めるもののほか、建築局に、住宅計画課、公営住宅課及び公共建築課の事務をつかさどらせるため、公共建築部を置く。
- 第十一条を次のように改める。
- （スポーツ局に属する課）
- 第十一条 スポーツ局に次の課を置く。
- スポーツ課
- アジア競技大会推進課
- 2 スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 スポーツ局全般に関連する政策の調整並びにスポーツ局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事。
- 二 スポーツ局の行政運営の管理に関する事。
- 三 スポーツ局に属する職員の人事に関する事。
- 四 スポーツ局に属する予算経理に関する事（他の課の事務分掌事項を除く。）。
- 五 スポーツ局所管事項の広報及び広聴に関する事。

- 六 スポーツ大会を活用した地域振興事業の総合的な企画調整に関する事（他の課の事務分掌事項を除く。）。
- 七 国際的又は全国的なスポーツ大会の招致及び育成に関する事（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 八 あいちスポーツコミッションの運営に関する事。
- 九 スポーツ及びレクリエーションの普及奨励に関する事。
- 十 スポーツ施設の整備に関する事。
- 十一 スポーツの指導者の養成に関する事。
- 十二 アスリートの育成に関する事。
- 十三 その他スポーツ行事に関する事（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）。
- 十四 スポーツ推進審議会に関する事。
- 十五 スポーツ局の他の課の主管に属しない事。
- 3 アジア競技大会推進課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 第二十回アジア競技大会（以下この項において「競技大会」という。）に関する総合的な企画調整に関する事。
- 二 競技大会に係る開催基本計画その他競技大会の開催に係る計画に関する事。
- 三 競技大会の競技会場に関する事。
- 四 競技大会の競技の運営に関する事。
- 五 競技大会の選手村に関する事。
- 六 競技大会を活用した地域振興事業の総合的な企画調整に関する事。
- 七 競技大会に係る市町村、競技団体その他関係機関との連絡調整に関する事。
- 第十三条第二項第十号及び第十一号中「部局」を「局」に改める。
- 第十四条の二第一項の表県民環境部の項中「県民安全課 防災保安課」を「総務県民課 防災安全課」に改め、同条第三項県民安全課の分掌事務中「県民安全課」を「総務県民課」に改め、同分掌事務中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同項防災保安課の分掌事務中「防災保安課」を「防災安全課」に改め、同分掌事務に次の二号を加える。
- 九 安全なまちづくりに関する施策の推進に関する事。
- 十 交通安全施策の推進に関する事。
- 第十四条の二第七項中「県民安全防災課」を「県民防災安全課」に改め、同条第八項県民安全防災課の分掌事務中「県民安全防災課」を「県民防災安全課」に改め、同分掌事務第七号中「及び一般旅券」を削り、同分掌事務中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同号の次に次の二号を加える。
- 十九 安全なまちづくりに関する施策の推進に関する事。
- 二十 交通安全施策の推進に関する事。
- 第十四条の三第一項及び第二項中「県民安全課 防災保安課」を「総務県民課 防災安全課」に改め、同条第四項県民安全課の分掌事務中「県民安全課」を「総務県民課」に改め、同分掌事務第七号中「県民相談及び一般旅券」を削り、同分掌事務第十号から第十三号までを次のように改める。
- 十 地域における地方機関間の連絡調整に関する事。
- 十一 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関する事（他の地方機関並びに環境保全課、廃棄物対策課及び産業労働課並びに愛知県西三河県民事務所にあつては豊田加茂環境保全課の事務分掌事項を除く。）。
- 十二 その他他の課の主管に属しない事。
- 十三 前各号に規定するもののほか、愛知県西三河県民事務所にあつては、県民相談及び一般旅券に関する事。
- 第十四条の三第四項防災保安課の分掌事務中「防災保安課」を「防災安全課」に改め、同分掌事務に次の二号を加える。
- 九 安全なまちづくりに関する施策の推進に関する事。
- 十 交通安全施策の推進に関する事。
- 第十四条の三第九項中「県民安全防災課」を「県民防災安全課」に改め、同条第十項県民安全防災課の分掌事務第四号中「及び一般旅券」を削り、同分掌事務中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同号の次に次の二号を加える。
- 十五 安全なまちづくりに関する施策の推進に関する事。
- 十六 交通安全施策の推進に関する事。
- 第十四条の三第十項県民安全防災課の分掌事務中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。
- 十八 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関する事（他の地方機関並びに環

境保全課及び産業労働課の事務分掌事項を除く。

第十四条の三第十項県民安全防災課の分掌事務中「県民安全防災課」を「県民防災安全課」に改める。
第十七条第三項第八号中「部局研修」を「局研修」に改める。

第二十四条第三項中「**大気圏部**」を「**大気環境部**」に改め、同分掌事務第一号及び第二号中「**大気圏**」を「**大気質**」に改め、同分掌事務に次の一号を加える。

三 騒音及び振動に係る測定及び調査研究に関すること。
第二十四条第四項水圏部の分掌事務中「**水圏部**」を「**水環境部**」に改め、同分掌事務第一号及び第二号中「**水圏**」を「**水質**」に改め、同分掌事務に次の四号を加える。

- 三 廃棄物に係る測定及び調査研究に関すること。
- 四 土壌汚染に係る測定及び調査研究に関すること。
- 五 特定の化学物質に係る測定及び調査研究に関すること。
- 六 環境放射能に係る測定及び調査研究に関すること。

第二十四条第四項生活環境部の分掌事務及び応用化学部の分掌事務を削り、同条第六項第一号中「**大気圏**」を「**大気質**」に、「**水圏**」を「**水質**」に改め、同項第二号中「**大気圏及び水圏**」を「**大気質及び水質**」に改める。

第二十四条の二第五項総務企画課の分掌事務第十二号中「**介護老人保健施設**」の下に「**及び介護医療院**」を加える。

第二十四条の三第五項地域福祉課（愛知県豊田加茂福祉相談センター及び愛知県東三河福祉相談センターを除く。）の分掌事務中第十八号を第十九号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 生活困窮者の自立支援に関すること。

第二十四条の三第六項中「**前項地域福祉課（愛知県豊田加茂福祉相談センター及び愛知県東三河福祉相談センターを除く。）の分掌事務第十三号**」を「**前項地域福祉課（愛知県豊田加茂福祉相談センター及び愛知県東三河福祉相談センターを除く。）の分掌事務第十三号**」に改める。

第二十八条第三十項地域支援課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 障害児の保護者に対する在宅療育に必要な知識技能の付与に関すること。

第二十八条第三十項児童療育支援課の分掌事務を次のように改める。

児童療育支援課

入所児童の保護及び生活支援に関すること。

第四十一条第三項を削り、同条第四項中「**前三項**」を「**前二項**」に改め、同項庶務課の分掌事務第六号中「**訓練課及び開発援助課**」を「**他の課**」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 愛知県立名古屋高等技術専門校の所掌事務を分掌させるため、愛知県立名古屋高等技術専門校寮業校を瀬戸市に置く。

5 愛知県立名古屋高等技術専門校寮業校の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 職員の福利厚生に関すること。
- 三 会計及びその他庶務に関すること。
- 四 建物、附属設備及び物品の保全管理並びに施設の利用に関すること。
- 五 生産品の処分に関すること。
- 六 訓練の計画、実施及び調査研究に関すること。
- 七 訓練生の募集、選考、入退校及び就職に関すること。
- 八 訓練生の教材に関すること。
- 九 訓練生の生活指導に関すること。
- 十 訓練生の就職後の指導及び職業訓練関係機関の連絡調整に関すること。
- 十一 その他職業能力開発に関すること（開発援助課の事務分掌事項を除く。）。

6 愛知県立名古屋高等技術専門校寮業校に訓練課を置き、分掌事務は次のとおりとする。

- 一 訓練の計画、実施及び調査研究に関すること。
- 二 訓練生の募集、選考、入退校及び就職に関すること。
- 三 訓練生の教材に関すること。
- 四 訓練生の生活指導に関すること。
- 五 訓練生の就職後の指導及び職業訓練関係機関の連絡調整に関すること。
- 六 その他職業能力開発に関すること（開発援助課の事務分掌事項を除く。）。

第五十六条第一項の表部の項及び人事局の項から建築局の項までを削り、同表政策企画局の項の次に次の一項を加える。

部	部長	局長を補佐し、部の事務を統括掌理し、及び上司が命ずる事務を掌理する。
---	----	------------------------------------

第五十六條第一項の表部・局・会計局の項中「部・局・」、「部長（総務部、振興部又は産業労働部にあつては、それぞれ人事局長、観光局長又は労政局長を含む。）、局長又は」及び「部、局又は」を削る。

第五十六條第二項の表保健医療局の項から建築局の項までを削り、同表部の項中

「部」を「局」に、「部長（健康福祉部、農林水産部又は建設部にあつては、それぞれ保健医療局長、農林基盤局長又は建築局長を含む。）」を「局長」に改め、同表政策企画局の項中

分権・広域連携	上司の命を受け、地方分権及び広域連携の推進に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
国際監	上司の命を受け、国際化に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる事務を掌理する。

を

国際監	局長を補佐し、国際化に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、及び国際課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
-----	--------------------------------------------------------

に改め、同項

の次に次の十三項を加える。

人事局	人事管理監	局長を補佐し、職員の人事管理の総合調整に関する事務を掌理し、並びに人事課職員厚生課及び総務事務管理課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
防災安全局	県民安全監	局長を補佐し、安全なまちづくり及び交通安全に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに県民安全課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
県民文化局	人権推進監	局長を補佐し、人権教育及び人権啓発並びに同和対策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに人権推進課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	女性の活躍促進監	局長を補佐し、女性の活躍促進等の男女共同参画の推進に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、及び男女共同参画推進課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
環境局	地球温暖化対策監	局長を補佐し、地球温暖化対策及び自動車環境対策に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに地球温暖化対策課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	資源循環推進監	局長を補佐し、資源循環の推進及び廃棄物の適正な処理に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに資源循環推進課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
福祉局	介護推進監	局長を補佐し、介護に関する施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに高齢福祉課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	少子化対策監	局長を補佐し、少子化対策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに児童家庭課及び子育て支援課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
労働局	就業推進監	局長を補佐し、就業の推進並びに産業界を担う人材の育成及び確保に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに労働福祉課、就業促進課及び産業人材育成課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	技能五輪・アビリンピック推進監	局長を補佐し、技能五輪及びアビリンピックの開催に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
観光コンベンション局	観光推進監	局長を補佐し、観光の推進に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに観光振興課及び国際観光コンベンション課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
農業水産局	水産振興監	局長を補佐し、水産業の振興の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに水産課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
農林基盤局	全国植樹祭推進監	局長を補佐し、全国植樹祭の開催に関する施策の総合調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる事務を掌理する。
建設局	豊川水系対策本部副部長	上司の命を受け、豊川水系の水資源対策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
	道路監	局長を補佐し、道路に関する施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに道路維持課及び道路建設課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	治水防災対策監	局長を補佐し、浸水対策及び土砂災害防止対策等の治水に関する施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに下水道課、河川課及び砂防課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	豊川水系対策本部事務局長	上司の命を受け、豊川水系の水資源対策の推進に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる事務を掌理する。
	水資源監	局長を補佐し、水資源対策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに水資源課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
	港湾空港推進監	局長を補佐し、名古屋港関連事業の推進、伊勢湾全体の港湾連携及び中部国際空港関連事業の推進並びにこれらの総合調整に関する事務を掌理し、並びに港湾課及び航空対策課に係る上司が命ずる事務を掌理する。

	空港長	上司の命を受け、名古屋飛行場の運営及び整備に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。
都市整備局	リニア・交通対策監	局長を補佐し、リニア中央新幹線対策の推進及び交通対策の総合調整に関する事務を掌理し、並びに交通対策課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
建築局	建築指導監	局長を補佐し、建築指導行政の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並びに建築指導課に係る上司が命ずる事務を掌理する。
スポーツ局	国際スポーツ大会推進監	局長を補佐し、国際的なスポーツ大会の推進及び国際的なスポーツ大会を活用した地域振興事業に係る総合調整に関する事務を掌理し、並びにスポーツ課及びアジア競技大会推進課に係る上司が命ずる事務を掌理する。

第五十六条第二項の表振興部の項から建設部の項までを削る。

第五十七条第二項の表中「(一宮高等技術専門校、産業高等技術専門校及び高浜高等技術専門校を除く。)」を削り、あいち産業科学技術総合センターの産業技術センターの産業試験場の項の次に次の一項を加える。

名古屋高等技術専門校の産業校	産業校長	上司の命を受け、産業校の事務を掌理する。
----------------	------	----------------------

第五十七条第二項の表保健所の課から建設事務所の課までの項中「保健所の課」を

「消防学校の教務課
保健所の課」に改める。

第五十九条第二項の表消防学校から農業大学校までの項中「(一宮高等技術専門校、産業高等技術専門校及び高浜高等技術専門校を除く。)」を削り、同表一宮高等技術専門校から高浜高等技術専門校までの項を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

